

特別児童扶養手当の認定を受けているかた

精神や身体の障がいで特別児童扶養手当を受けている人は「所得状況届」の手続きが必要です。受給者には、書類などを送付しています。手続きを行わないと、その後の手当が受けられませんので、必ず期間内にお手続きください。

受付場所 福智町役場 本庁1階ロビー

受付期間 8月9日(金)～9月11日(水)
土日祝除く／8時半～12時・13時～17時



ひとり親医療証をお持ちのかた

ひとり親家庭等医療証(オレンジ色)の期限は、9月30日までです。該当者には、7月中旬に申請書類などを送付していますので、必ず下記の期間内に更新の手続きをお願いします。

▼必要なもの

- 申請書等 ひとり親家庭等医療証 申請者と児童の保険証
- 申請者と児童の戸籍謄本
※ R6. 8. 1以降発行のもの／支給事由が障がいの場合には不要
- 所得証明書
※ R6. 1. 1時点で福智町に住所がなかった人のみ

児童扶養手当の認定を受けているかた

現在、ひとり親世帯などで「児童扶養手当」を受けている人は「現況届」の手続きが必要です。受給者には書類などを送付していますので、必ず下記の期間内に手続きを行ってください。

ご注意ください!

- ※ 手続きをしないとその後の手当を受けることができなくなります。
- ※ 児童扶養手当と特別児童扶養手当のどちらにも認定されているかたは、下記の受付期間に限らず、8月9日(金)～9月2日(月)の間にお手続きください。

受付場所 福智町役場 本庁1階ロビー 受付期間 8時半～12時
土日祝除く／13時～17時

- 赤池・上野・市場のかた ▶ 8月1日(木)～9日(金)
- 神崎・金田のかた ▶ 8月13日(火)～20日(火)
- 伊方・弁城のかた ▶ 8月21日(水)～9月2日(月)

右記の日程が合わない場合は、8月中の都合の良い日にお越しください。

「現況届」をお忘れなく

問 健康子育て支援課 子育て支援係 ☎22-7763



調整給付金支給確認書が届いたかたが対象者です。
対象のかたは10月31日までに申請を!

税務住民課からのお知らせ

定額減税調整給付金

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却に向けた一時的な措置として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人町民税・県民税の定額減税を実施することが決定されました。また、定額減税しきれないと見込まれるかたを対象に調整給付金を支給します。

Point 1 対象者



令和6年1月1日時点で福智町に居住しており、定額減税の対象で定額減税額が令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度分個人町民税・県民税所得割額を上回る(定額減税しきれない)かたが対象です。

※対象者には7月下旬より順次、支給に関する確認書を送付します。確認書が届いているかたが給付金の対象者です。電話での対象者の問い合わせには対応しておりません。窓口で本人確認ができれば可能。

Point 2 支給額



定額減税額が令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度分個人町民税・県民税所得割額を上回る(定額減税しきれない)額の合計を1万円単位に切り上げた額を支給します。

▶ 所得税分

$$\begin{array}{|l} \text{定額減税可能額} \\ 3\text{万円} \times \text{対象者} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{令和6年分推計所得税額(減税前)} \\ - \text{令和5年分所得税相当額} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{控除不足額} \end{array}$$

▶ 個人住民税所得割分

$$\begin{array}{|l} \text{定額減税可能額} \\ 1\text{万円} \times \text{対象者} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{令和6年分個人住民税所得割額} \\ \text{(減税前)} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{控除不足額} \end{array}$$

Point 3 申請方法と支給方法



▶ 福智町公式 LINE から申請されるかた

マイナンバーカードを利用したオンライン申請で現金受取をする場合は、LINEの給付金申請から案内に従って入力し、マイナンバーカードで本人確認することでお近くのセブン銀行から受取ができます。(LINE Payアカウントの登録が必要です。)審査後には受取のための番号を送付します。

本人名義の口座受取をする場合は、LINEの給付金申請から案内に従って入力し、マイナンバーカードまたは免許証で本人確認することで、本人名義の指定口座にお支払いします。

▶ 確認書による郵送申請されるかた

お手元に届いた確認書に必要事項を記入し、必要書類をそろえて同封の返信用封筒で期限までに返信いただくことで、本人名義の指定口座にお支払いします。



Point 4 支払予定日 ▶▶▶ 口座受取のかたは8月末以降

※セブン銀行で現金受取するかたにつきましては、LINEで案内する8月末以降のお日にちにLINEでお知らせする確認番号を持って、ご自身でお近くのセブン銀行で受取をお願いします。

問 定額減税調整給付金コールセンター ☎ 0120-151-116 9:00～17:00(平日)